

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、令和6年7月19日付けで行った、「令和6年〇月〇日に特定の団体の名義においてされた、埼玉県情報公開条例の開示請求に対し、名宛人を開示請求者個人とし、当該団体の名称の記載の無い決定通知書が、埼玉県知事によって誤って発された事実に関し行われた埼玉県職員同士のやり取りの内容の記録」（以下「本件対象保有個人情報」という。）の開示をしない旨の決定は、妥当である。

2 審査請求等の経緯

（1）処分の経緯

ア 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第76条第1項の規定に基づき、令和6年7月8日付けで実施機関に対し、「〈〈本件開示請求者（以下、甲とします。）が請求担当者として携わった、電子申請・届出システムに係る開示請求であって、埼玉県知事に対し、2024年〇月〇日に、特定の団体の名義においてされた、埼玉県情報公開条例（平成12年12月26日埼玉県条例77号）の開示請求であるもの〉に対し、〈名宛人を甲個人とし、当該団体の名称の記載の無い、決定通知書〉が埼玉県知事によって誤って発された事実に関し行われた、埼玉県職員同士のやり取りの内容の記録されたもの〉であって、甲の個人情報（個人情報の保護に関する法律にいう、個人情報）を含むもの」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、法律第82条第2項の規定に基づき、令和6年7月19日付けで本件開示請求について、情戦略第548号により本件対象保有個人情報の開示をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、令和6年8

月15日付けで実施機関に対し、本件処分の取消しを求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、令和6年12月9日付けで、実施機関から法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく諮問を受け、弁明書の写しを受領した。

イ 当審査会は、本件審査請求について、令和7年1月21日に実施機関の職員からの意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

（1）審査請求の趣旨

取消裁決を求める。

（2）審査請求の理由

開示請求対象が、行政側の文書発出にかかる表記のミスにかかるものであること、及び公的機関が一般論として不祥事を出来る限り隠そうとする傾向にあることから、開示請求の対象として記した地方公共団体等行政文書の範囲に当てはまるものが、本当に無いのか、調査権限を有する埼玉県個人情報保護審査会での調査も経た精査がなされるべきと考える。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

本件開示請求の対象の文書は、審査請求人からの連絡を受けて、情報システム戦略課が対応の検討のため文書課に相談した際の文書と解される。

同相談における担当者間のやり取りは電話で行われており、やり取りを記録したメモの作成、決裁等は行っておらず、本件開示請求の対象となる公文書は存在しない。

よって保有個人情報の開示をしない旨の決定の処分は適正であり、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「令和6年〇月〇日に特定の団体の名義においてされた、埼玉県情報公開条例の開示請求に対し、名宛人を開示請求者個人とし、当該団体の名称の記載の無い決定通知書が、埼玉県知事によって誤って発された事実に関し行われた埼玉県職員同士のやり取りの内容の記録」である。

審査請求人は、本件処分に対する取消裁決を求めているため、当審査会では、本件処分の妥当性について以下検討する。

(2) 本件処分の妥当性について

当審査会が実施機関に事情聴取したところ、実施機関は令和6年〇月〇日に公文書開示決定通知書を発出した後に審査請求人から連絡を受け、その記載の誤りの対応の検討のため、文書課とやり取りは行ったが、全て電話で行っており、文書は作成しておらず、本件対象保有個人情報を保有していないとのことである。

職員による文書等の作成については、埼玉県文書管理規則（平成13年規則第61号）第5条に、「本庁及び地域機関の事案の処理に当たっては、軽易なものを除き、処理内容等を記録した文書等を作成しなければならない。」と定められている。そして、軽易な事案とは、「文書管理規則及び文書管理規程の運用について」（平成13年3月30日付け文第922号文書課長通知）によれば、「事後確認の必要がなく、文書等を作成しなくても職務上支障が生じない事案」とされている。本件における実施機関と文書課とのやり取りの内容は、開示請求事務における担当者間の単なる問合せ及びそれに対する応答であり、事後確認の必要がなく、文書等を作成しなくても職務上支障が生じないものと認められる。そのため、文書を作成するに至らないものであったため作成しなかったという実施機関の説明に特段不自然・不合理な点は認められない。また、上記のとおり、当審査会は、実施機関からの事情聴取の中で本件対象保有個人情報の有無を確認したが、本件対象保有個人情報が存在するという事実を確認することはできなかった。

以上のことから、本件処分は適正なものであるとする実施機関の主張を覆すに足る事情はなく、本件処分は妥当である。

(3) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するもので

はない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

加藤 隆之、奥山 亜喜子、栗原 隆之

審査会の経過

年 月 日	内 容
令和6年12月9日	諮問（諮問第191号）を受け、弁明書の写しを受理
令和7年1月21日	実施機関から意見聴取及び審議
令和7年2月19日	審議
令和7年2月27日	答申